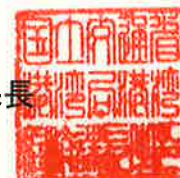


全国港湾労働組合連合会 御中

国土交通省港湾局港湾経済課長



新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（要請）

標記については、先日、「新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（要請）」（令和2年4月13日付け国港経第4号）により協力を要請させて頂いたところですが、5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長され、引き続き8都道府県についてはその対象となっていることなどを踏まえ、下記のとおり追記を行いましたので、お知らせします。

つきましては、傘下組合への周知を含め、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

記

改正点：下線を付した部分を追記

1. 港運労使への要請事項

(1) 感染防止対策の徹底

手洗い、咳エチケット等の新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を確実に実施すること。

なお、船内荷役に関しては、「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」（令和2年4月30日付港湾経済課事務連絡）を参考に感染防止対策を適切に講じること。

2. 港湾運送事業法に基づく規制の柔軟な運用

(2) 港湾運送事業報告の取扱い

港湾運送事業報告規則第2条に基づいて、令和2年4月30日までに提出することが求められているものについては、令和2年6月1日までに提出すれば良いこととすること。

同年5月31日までに提出することが求められているものについては、同年7月1日までに提出すれば良いこととすること。

毎事業年度の経過後100日以内に提出することが求められているものについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年6月末までに実施する予定であった企業決算・監査及び株主総会の時期が例年とは異なるスケジュールとなる事業者にあつては、定時株主総会での承認決議等がなされた後、速やかに提出すれば良いこととし、従来の提出期限までに、提出の見込み時期を管轄地方運輸局等の担当者に電子メール、電話等で連絡すること。

なお、電子メールや郵送による提出も可能であること。